

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の 状況に関する意見等

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国身体障害者施設協議会
会長 白江浩

令和7年12月4日

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国身体障害者施設協議会の概要

1. 設立年月日:昭和51年6月23日

2. 活動目的及び主な活動内容:

重度の身体障害者への支援を中心に行う障害者支援施設等を会員とする全国組織。支援を必要とする障害者のため、障害者施設の使命達成と障害者福祉の向上を図るとともに、全国的連絡調整、個別支援の実現をめざした施設生活支援と地域生活支援に関する調査・研究、提言を行う。

【私たち障害者支援施設がめざすこと】

「障害者の権利に関する条約」の理念を遵守し、総括所見の要請を受けとめ、本会倫理綱領(平成15年制定、令和6年改定)の3つの基本理念に基づき「利用者」「職員」「事業所(者)」をそれぞれ支援する。

＜全国身障協の基本理念＞

□最も支援を必要とする最後の一人の尊重

利用者の多様化、障害の進行や重度・重複化に対応し、ケアの質を高め、適切なケアを実施する。

※めざす「適切なケア」の指針として、身障協ケアガイドラインを策定。

※「適切なケア」を担保する仕組みとして、身障協認定制度(QOS～身障協が求めるケアの質～)を導入開始。

□可能性の限りない追求

多職種が連携して、利用者の自己実現を果たすため、24時間365日の支援を行う。

□共に生きる社会づくり(ケアコミュニティの創造)

施設が培った専門性・経験・技術を地域で役立て、まちづくりに積極的にかかわり、支援拠点・発信拠点となる。

3. 会員施設:514施設(令和7年11月時点) 全都道府県に所在。

4. 会長:白江 浩(社会福祉法人ありのまま舎 理事長)

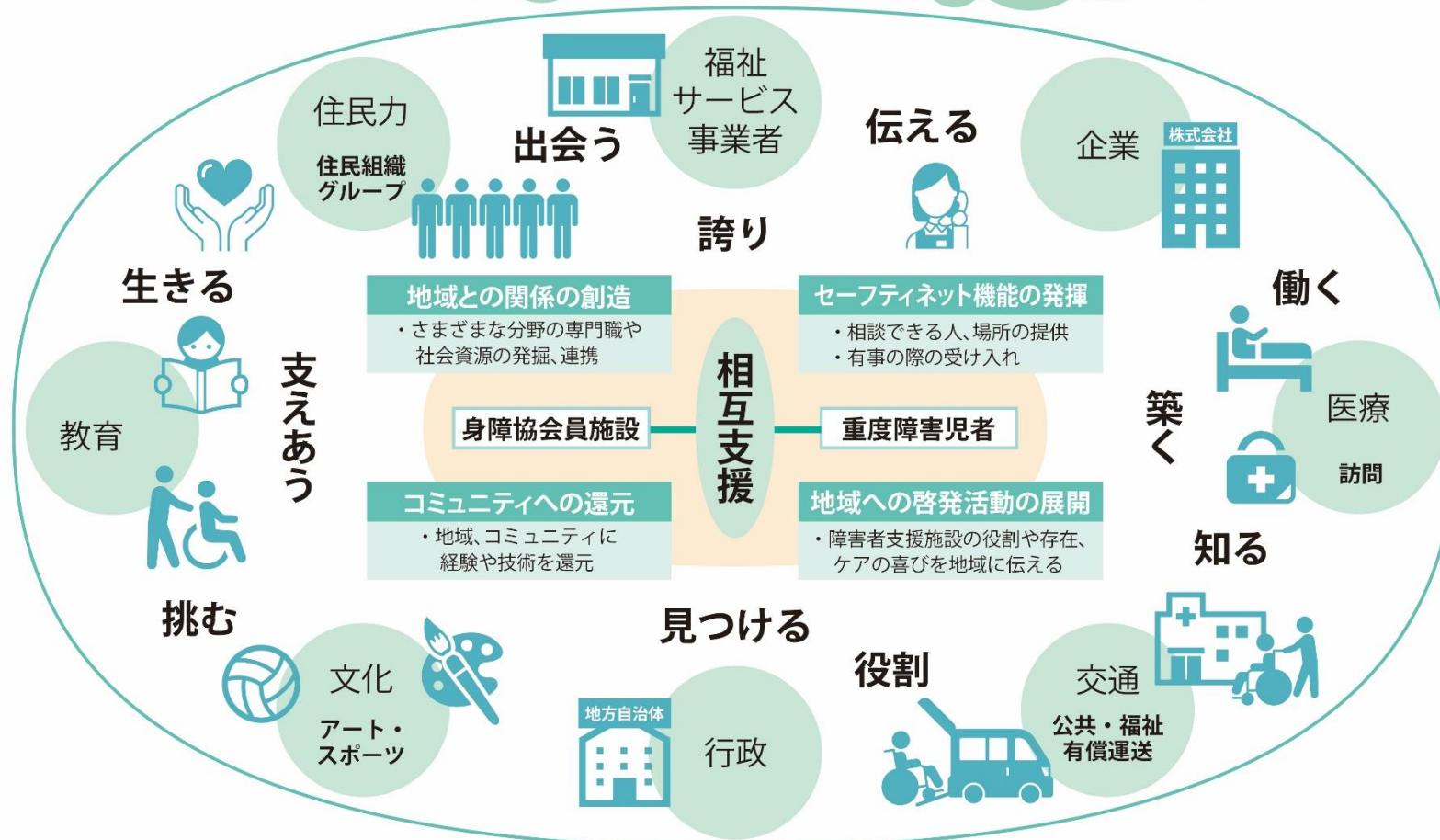
<共に生きる社会づくりのイメージ>

【ケアコミュニティの定義】

誰もが互いを大切に思いあい、誰も排除されない相互関係によるケアに溢れたコミュニティ。

身障協がめざす 『ケアコミュニティ』

福祉に限らず、企業・住民・行政・教育・医療等が、思いあう相互、協働関係(つながり)を広げ、重度障害児者、職員の自己実現と他者実現を果たすためのまち(地域に暮らすすべての人、とりわけ重度障害児者の「生きる」に皆が関わりあう、行政区単位にしばられないネットワークコミュニティ)づくりです。私たち身障協会員施設は専門性をもって支援拠点・発信拠点となります。



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況に関する意見等(概要)

【総論】	<ul style="list-style-type: none">○ 「在り方検討会まとめ」を踏まえ、障害者支援施設に求められる役割等を担えるよう、取り組みを推進 →P.5
【視点1】 予算額の増加、R6報酬改定後の総費用額の伸びの中で、持続可能な制度としていくための課題等	<ul style="list-style-type: none">○ ニーズに基づき必要な障害福祉サービスが提供されることが重要であり、そのためには必要な費用は公的責任として保障されるべき →P.6○ 施設入所支援 →P.7<ul style="list-style-type: none">→ ①地域移行の取り組みによる利用者数の減少②重度化・高齢化により障害支援区分の高い利用者の割合が大きく費用が増加○ グループホーム →P.8<ul style="list-style-type: none">→ 営利法人を中心とする事業所数の増加の影響の検証が必要①総量規制の検討は必要だが、障害者支援施設からの移行に悪影響を及ぼさないように②グループホームにおける最重度障害者の受入体制の整備が必要→ サービスの質評価を強化すべき
【視点2】 R6報酬改定後における経営・賃上げ等の状況	<ul style="list-style-type: none">○ 全産業との賃金格差の拡大のなかで、人材を確保し、質の高い支援を継続するため、経年の厳しい状況も踏まえ、待遇改善の抜本的な拡充が必要 →P.9○ 夜勤をはじめとする変則勤務可能な人材の確保や、食材料費・光熱水費等の高騰への対応が課題 →P.10
【視点3】 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法	<ul style="list-style-type: none">○ 日中活動の敷地外実施に向けては、施設入所支援の報酬水準の大幅な引上げが必要 →P.11○ 障害者支援施設における支援の質向上とケアコミュニティ実現に向けて、引き続き不斷の取り組みを図る →P.12<ul style="list-style-type: none">→ 虐待ゼロ・身体拘束廃止・権利擁護や意思決定支援 ケアのスキルアップや地域生活支援・地域連携 など

【総論】

- 「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会 これまでの議論のまとめ」(以下、在り方検討会まとめ)を踏まえ、障害者支援施設に求められる役割等を担えるよう、取り組みを推進する。

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会 これまでの議論のまとめ（概要）

検討会設置の趣旨

- 障害者支援施設には様々な役割があるなか、更なる地域移行を進めていくため、障害者支援施設の役割や機能等を整理することが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム等において求められたことを踏まえて、検討会を設置した。
- 上記を踏まえ、障害者支援施設の役割・機能、るべき姿及び今後の障害福祉計画の目標の方向性について検討を行った。

議論のまとめのポイント

1 障害者支援施設に求められる役割・機能、るべき姿

① 利用者の意思・希望の尊重

どこで誰と、どのように生活したいか本人の意思・希望が尊重される意思決定支援の推進が重要。本人にわかりやすい情報の提供や、あらゆる場面で体験や経験を通じた選択の機会を確保し、本人の自己実現に向けた支援を行う。

② 地域移行を支援する機能

施設から地域生活への移行を支援する機能として、地域と連携した動機付け支援や地域移行の意向確認等に取り組む。

③ 地域生活を支えるセーフティネット機能

地域での生活が困難となった場合の一時的な入所や、施設の有する知識・経験・支援技術等の専門性の地域への還元、緊急時や災害時における地域の拠点としての活用を推進する。

④ 入所者への専門的支援や生活環境

強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者などへの専門的な支援や、重度化・高齢化した利用者への対応、終末期における看取りまでの支援は、地域における支援体制づくりが求められているとともに、特に施設において求められている役割。

入所者の暮らしの質の向上に資する生活環境（居室の個室化、日中活動の場と住まいの場の分離など）にすることが重要。

2 今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性

- 施設待機者の考え方や把握については、本人ではなく家族による入所希望の扱いや複数施設への申込者の算定方法、緊急性の把握の必要性等の課題について考慮する必要。実態把握している自治体の事例の共有等、とりうる対応を検討。
- 次期障害福祉計画でも地域移行者数や施設入所者数の削減の目標値の設定は必要。それ以外の目標（障害の程度や年齢に応じた目標等）の設定については、まずは実態把握の方策も含め対応を検討。

今後の対応

- 本検討会の議論のまとめも踏まえ、第8期障害福祉計画（令和9～11年度）に向けた基本指針の目標等の在り方は障害者部会で議論していくとともに、具体的な報酬等の在り方については次期報酬改定等に向けて検討。

【視点1】

障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法の施行時から4倍以上に増加し、特に令和6年度報酬改定後において総費用額が+12.1%の伸び(一人あたり総費用額: +6.0%、利用者数: +5.8%)となっている中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

- 総費用額の伸びが有意義な支援につながっているかの検証は必要だが、何よりもニーズに基づき必要な障害福祉サービスが提供されることが重要であり、そのためには必要な費用は公的責任として保障されるべき。
- 予算額が障害者自立支援法の施行時から4倍以上に増加していることについては、相談支援事業が障害者自立支援法の施行時から広く強化されており、そのことにより、これまで障害福祉サービスの届かなかった人々が必要なサービスを利用できるようになったことも背景にあるのではないか。

【視点1】

障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法の施行時から4倍以上に増加し、特に令和6年度報酬改定後において総費用額が+12.1%の伸び(一人あたり総費用額: +6.0%、利用者数: +5.8%)となっている中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

○ 施設入所支援については、利用者数は減少傾向であるが、1人当たり費用額が増加
(厚生労働省資料より)

→ ①地域移行の取り組みによる利用者数の減少、②重度化・高齢化により障害支援区分の高い利用者の割合が大きく費用が増加していること の影響が考えられるのではないか。

→ 身障協としては引き続き、利用者への専門的支援の強化を図る。

会員施設における定員、利用者の状況

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
定員平均	53.31人	53.63人	54.56人	54.58人
実利用者数平均	50.94人	51.14人	52.16人	52.73人

利用者の状況(令和6年度)	
区分6	67.7%
区分5	20.4%

医療的ケアの実施状況(令和6年度)	
人工呼吸器の観察(管理)	81人
喀痰吸引	1,281人
計	1,362人 (実利用者数の5.7%)

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況に関する意見等(詳細版)

【視点1】

障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法の施行時から4倍以上に増加し、特に令和6年度報酬改定後において総費用額が+12.1%の伸び(一人あたり総費用額:+6.0%、利用者数:+5.8%)となっている中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

○ 共同生活援助(グループホーム)の総費用額の伸びについては、営利法人を中心とする事業所数の増加の影響の検証が必要。

→ 地域移行の推進に向けて、①総量規制の検討は必要だが、そのことが障害者支援施設からの移行に悪影響を及ぼさないように配慮すること、②グループホームにおける医療的ケア者・全身性障害者など最重度障害者の受入体制の整備が必要。

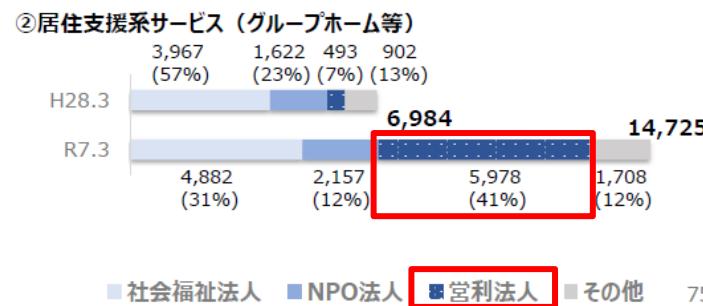
→ グループホームのサービスの質評価を強化すべき。

障害者福祉サービスの類型別の状況

◆障害福祉サービス総費用額に占める割合の変化



◆事業所数の伸びと法人類型の割合の変化



【視点2】令和6年度報酬改定後における経営・賃上げ等の状況

- 8団体賃上げ調査結果・提言のとおり、全産業との賃金格差の拡大のなかで、人材を確保し、質の高い支援を継続するため、経年の厳しい状況も踏まえ、処遇改善の抜本的な拡充が必要。 障害福祉現場の賃上げ状況調査 **調査結果を踏まえた提言・要望**

調査結果から見えた障害福祉現場の実態

- ✓ 障害福祉事業所は、処遇改善加算を活用し、**加算の算定基礎に含まれない職種等**を含め、
得る限りの経営努力により、**処遇改善**を着実に進めている。
- ✓ しかしながら、物価高騰や最低賃金引上げのなかで、現行の報酬・加算水準では、すでに
賃上げ余力がなく経営努力による対応も限界で、全産業との賃金格差が拡大している。

提言・要望 人材を確保し、障害のある方に質の高い福祉サービスを継続するため 処遇改善の抜本的な拡充を

1. 全産業と遜色ない処遇水準に向けた加算額、報酬の大幅な引上げと早急な実施

- 次期定期報酬改定（令和9年度）以前に、今年度（令和7年度）補正予算、令和8年度での報酬の臨時改定での対応が不可欠。
- 特に居宅介護や通所事業には、より上位の加算の算定促進に向けた支援が必要。

2. 報酬への賃金スライド制・物価スライド制の導入

- 賃上げ基調とさらなる物価高騰が今後も想定されるなかで、他産業の後追いでは人材流出が続いてしまう。
全産業の賃上げや人事院勧告、また最低賃金、そして物価指数に連動する仕組みを導入すべき。

3. 処遇改善の制度間一元化、対象事業・職種と法人裁量のさらなる拡大

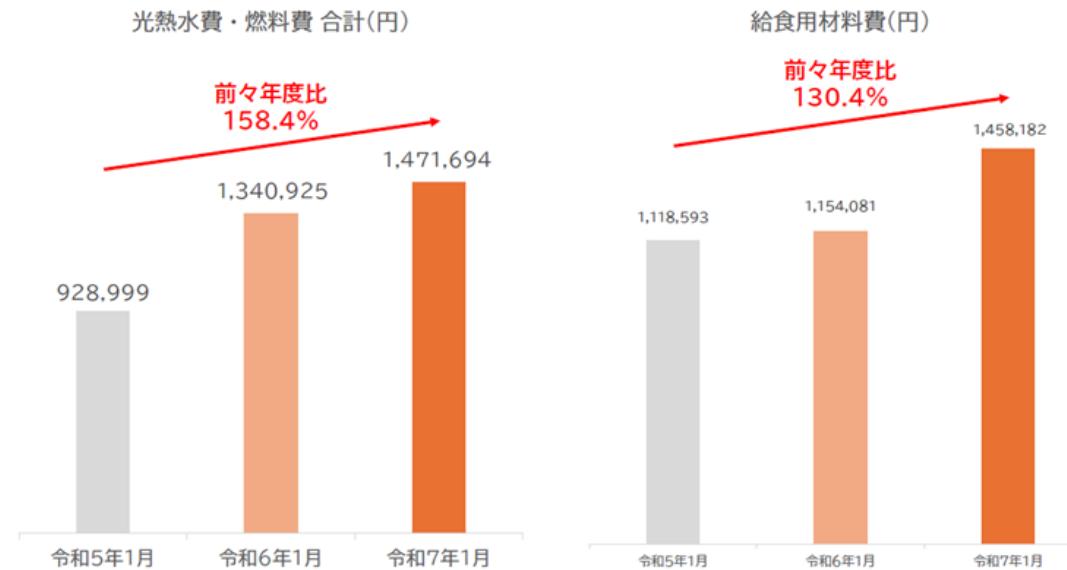
- 人事院勧告ベースの保育分野等や、仕組みは同じでも別制度の介護分野など、処遇改善制度の多様・縦割りのなかで、多角経営する社会福祉法人等では、職員への公平感をもった処遇に苦慮し、法人持ち出しでの対応も。
処遇改善の仕組み・運用の制度間一元化と、法人裁量のさらなる拡大が必要。
- 相談系事業の加算対象への追加や、福祉・介護職以外の職種の加算算定基礎への算入が必要。

4. 物価高騰対策にかかる財政支援の拡充

- 光熱水費、食事提供費等の高騰の状況に応じ、基準費用額・補足給付額、食事提供体制加算額を引き上げるべき。
- 財政支援は、自治体への交付金ではなく、補助金など支援が事業所に確実に行き渡る仕組みにしていただきたい。

【視点2】 令和6年度報酬改定後における経営・賃上げ等の状況

- 障害者支援施設においては、とくに、夜勤をはじめとする変則勤務可能な人材の確保や、食材料費・光熱水費等の高騰への対応が課題。
- 人材確保のためにかかる新たな費用が増大している。
 - 広報費、紹介料、外国人就労者の受け入れ費用(住まい、研修)など
 - ✓ 光熱水費・燃料費は、前々年度比158%(月額約54万円増)で年々増加
 - ✓ 給食用材料費は、前々年度比130%(月額約33万円増)



【視点3】より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法

- 在り方検討会まとめを踏まえた取り組みの推進に向けて、必要な人材確保や運営が可能となるよう、適切な報酬が担保されるべき。
- とくに、日中活動の敷地外実施に向けては、夜間・早朝支援にかかる施設入所支援の報酬水準の大幅な引上げが必要。

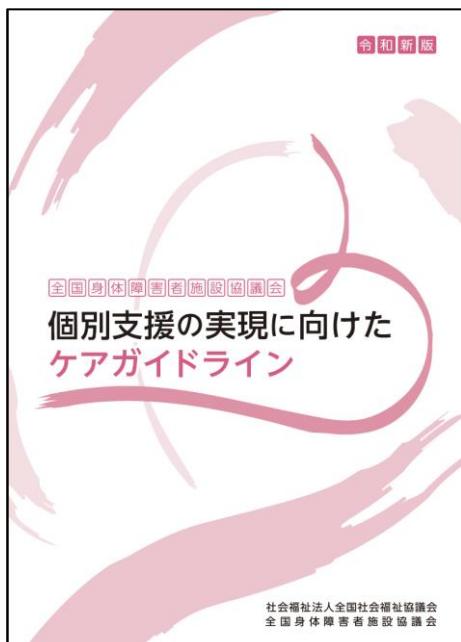
生活介護と施設入所支援の基本報酬単価 (定員51人以上60人未満の場合)

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
生活介護 (7時間以上 8時間未満)	1,078単位/日	797単位/日	547単位/日	488単位/日	442単位/日
施設入所支援	355単位/日	297単位/日	235単位/日	185単位/日	147単位/日

→平日は夜間・早朝を含む16時間、土日は24時間で3,550円～1,470円という報酬水準

【視点3】より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法

- テクノロジーの活用による業務効率化の推進に向けては、ランニングコストの評価や、導入・運用にかかる個別の相談支援等が必要。
- 会員施設・組織として、障害者支援施設における支援の質向上とケアコミュニティ実現に向けて、引き続き不断の取り組みを図る。
 - 虐待ゼロ・身体拘束廃止・権利擁護や意思決定支援の取り組み
 - ケアのスキルアップや地域生活支援・地域連携に関する研修
 - 身障協認定制度QOSの推進 など



個別支援の実現に向けた ケアガイドライン

- ・全国身障協版のケアガイドラインを作成
- ・毎年度、ケアガイドラインを活用した研修会を開催



身障協版 障害者支援施設における 意思決定支援と 意思の反映ガイドライン

- ・本人主体の生活を目指した意思決定支援について、基本を踏まえることを目指して作成
- ・支援のフロー図を掲載し現場で活用

【視点3】より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法

※ 令和9年度報酬改定に向けた課題は整理中

(参考) 全国身体障害者施設協議会
「令和8年度障害保健福祉関係制度改善・予算要望」より抜粋

次期障害福祉サービス等報酬改定への要望

- (1) 夜間の看護が実施できる報酬の見直し
- (2) 医療的ケア者の評価
- (3) 施設入所者の生活介護事業で設定可能な報酬区分の見直し
- (4) 共同生活援助（グループホーム）での重度の身体障害者の支援体制強化
- (5) 食事提供体制加算の単価の見直しと恒久化
- (6) 生活介護事業等の支給決定日数・時間と報酬の見直し
(土日も生命維持支援を必要とする人のために支給日数の上限の見直し)
- (7) 送迎加算の要件の緩和等
- (8) 通所事業所での生活介護の入浴支援加算の拡充